

議案第14号

甲賀市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

甲賀市長 岩永裕貴

甲賀市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を

行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスを提供する者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に規定する事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。
(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。
(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国

籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に規定する行為その他当該乳児等支援給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地

域型保育を行う事業者をいう。同項において同じ。) 若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。同項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保

存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に規定する方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1） 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

（2） ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準

用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

甲賀市長 岩永裕貴

甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀市職員の給与に関する条例（平成16年甲賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第10条第2号及び第24条において同じ。）」を加える。

第12条の見出しを削り、同条の前に見出として「（初任給調整手当）」を付し、同条第1項中「初任給調整手当は、」を削り、「から5年以内」の次に「の期間」を、「減じて」の次に「、第一種初任給調整手当として」を加え、同条第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第12条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第16条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条第1項第1号中「この項から第3項まで」を「この条」に改め、同条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「、前2号」に、「第2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号に定める額」を「、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

（2） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
第16条の2第2項中「給料」の次に「、管理職手当」を加える。

第29条第1項中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加え、「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び退職手当」に改め、同項ただし書中「、住居手当及び地域手当」を「及び退職手当」に改め、同条第3項中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

（甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年甲賀市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第8条中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

（甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年甲賀市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の第二種初任給調整手当）

第6条の2 紙与条例第12条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「第5条第2項」とあるのは「甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年甲賀市条例第13号）第4条第2項」と、「第6条第1項、第2項、第4項及び第5項」とあるのは「同条例第5条」と、「第16条の2」とあるのは「同条例第7条において準用する第16条の2」と、「勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間」と読み替えるものとする。

第17条中「及びこれ」を「、これ」に改め、「地域手当の月額」の次に「及び第二種初任給調整手当の月額」を加える。

第19条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（パートタイム会計年度任用職員の報酬）」を付し、同条第4項中「100分の6」を「紙与条例第16条の2第2項に定める割合」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第19条の2 前条第4項に規定する基準月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（以下この条において「特定額」という。）が、紙与条例第12条の2第1項に規定する基準額（以下この条において「基準額」という。）を下回るパートタイム会計年度任用職員に

は、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。

(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額

(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額

(3) 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

第28条各号中「計算して得た額」の次に「（第19条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年甲賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

付則第3条中「第4条の規定による改正後の」を削る。

付則第4条第4項中「第6条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削り、同条第5項中「新給与条例」を「甲賀市職員の給与に関する条例第12条の2第1項及び」に改め、同条第6項中「新給与条例」を「甲賀市職員の給与に関する条例」に改め、同条第7項中「第6条第1項、第4項及び第6項から第8項まで、第12条並びに第13条並びに新給与条例第6条第2項、第3項及び第5項」を「第6条第1項から第8項まで、第12条及び第13条」に改め、同条第8項中「新給与条例」を「甲賀市職員の給与に関する条例」に改める。

(甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年甲賀市条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第10項（見出しを含む。）中「令和10年3月31日」を「令和8年3

月 31 日」に改める。

議案第15号参考資料

＜第1条関係＞

甲賀市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年甲賀市条例第26号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当<u>（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第10条第2号及び第24条において同じ。）</u>、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び退職手当を除いたものとする。</p> <p><u>（初任給調整手当）</u></p> <p>第12条 _____次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、規則で定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>第一種初任給調整手当として支給する。</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年甲賀市条例第26号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当_____、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び退職手当を除いたものとする。</p> <p><u>（初任給調整手当）</u></p> <p>第12条 <u>初任給調整手当は</u>、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、規則で定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から5年以内_____、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて_____支給する。</p>

<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>第一種初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第一種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第一種初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>第12条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第16条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、<u>第二種初任給調整手当</u>を支給する。</u></p> <p>2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて<u>初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
---	---

と特定額との差額を月額に換算した額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との權衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 及び (3) (略)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第4項において「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 _____ 支

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 及び (3) (略)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支

給単位につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

給単位につき、それぞれ次に

定める額（第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）
が5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万400円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万3,500円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万6,600円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万9,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万2,800円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満で

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ある職員 2万5, 900円
- ニ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万9, 100円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2, 300円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5, 500円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8, 700円
- (3) 前号に掲げる職員で、自動車等を駐車するための施設で規則で定めるものを併せて利用している場合にあっては、3, 000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額
- (4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ前3号に定める額、第1号に定める額又は第2号に定める額

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日に支給する。
- 6 (略)
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 8 (略)
- (地域手当)
- 第16条の2 (略)
- 2 地域手当の額は、その職員の受ける給料、管理職手当及び扶養手当

- 3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月_____の規則で定める日に支給する。
- 5 (略)
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等_____に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 7 (略)
- (地域手当)
- 第16条の2 (略)
- 2 地域手当の額は、その職員の受ける給料_____及び扶養手当

の合計月額の100分の4を超えない範囲内で規則で定める支給割合を乗じて得た額（定年前再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 (略)

(技能労務職員の給与の種類及び基準)

第29条 技能労務職員の給与は、給料、第二種初任給調整手当、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。ただし、当該技能労務職員が地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された場合にあっては、扶養手当及び退職手当_____は支給しない。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとし、その額、基準、支給等については、他の常勤の技能労務職員との権衡を考慮して別に定める。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、第二種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料、第二種初任給調整手当、地域手当、

の合計月額の100分の4を超えない範囲内で規則で定める支給割合を乗じて得た額（定年前再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 (略)

(技能労務職員の給与の種類及び基準)

第29条 技能労務職員の給与は、給料_____、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当_____とする。ただし、当該技能労務職員が地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された場合にあっては、扶養手当、住居手当及び地域手当は支給しない。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとし、その額、基準、支給等については、他の常勤の技能労務職員との権衡を考慮して別に定める。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料_____、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される技能労務職員 給料_____、地域手当、

通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

<第2条関係>

甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当<u>(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)</u>、扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び退職手当とする。</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第8条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとし、その額、基準、支給等については、甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年甲賀市条例第13号）の例による。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 紙料、<u>第二種初任給調整手当</u>、地域手当、通</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当_____扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び退職手当とする。</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第8条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとし、その額、基準、支給等については、甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年甲賀市条例第13号）の例による。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 紙料_____、地域手当、通</p>

勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当 (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 紙料、 <u>第二種初任給調整手当</u> 、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当	勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当 (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 紙料_____、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当
---	--

<第3条関係>

甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(会計年度任用職員の給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、 <u>第二種初任給調整手当</u> 、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいい、同項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。	(会計年度任用職員の給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料_____、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当をいい、同項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。
2及び3 (略) <u>(フルタイム会計年度任用職員の第二種初任給調整手当)</u>	2及び3 (略)
<u>第6条の2 紙与条例第12条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「第5条第</u>	

2項とあるのは「甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年甲賀市条例第13号）第4条第2項」と、「第6条第1項、第2項、第4項及び第5項」とあるのは「同条例第5条」と、「第16条の2」とあるのは「同条例第7条において準用する第16条の2」と、「勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第17条 第9条の規定により準用する給与条例第17条第1項、第2項、第4項及び第5項、第10条の規定により準用する給与条例第18条並びに第11条の規定により準用する給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び第二種初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第19条 (略)

2及び3 (略)

4 前3項の基準月額とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第17条 第9条の規定により準用する給与条例第17条第1項、第2項、第4項及び第5項、第10条の規定により準用する給与条例第18条並びに第11条の規定により準用する給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額_____の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第19条 (略)

2及び3 (略)

4 前3項の基準月額とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に

照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、当該額に給与条例第16条の2第2項に定める割合を超えない範囲内で規則で定める支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第19条の2 前条第4項に規定する基準月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（以下この条において「特定額」という。）が、給与条例第12条の2第1項に規定する基準額（以下この条において「基準額」という。）を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。

- (1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額
- (2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額
- (3) 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第28条 第21条から第23条までの規定に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第19条第1項の規定により計算して得た

照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、当該額に100分の6を超えない範囲内で規則で定める支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第28条 第21条から第23条までの規定に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第19条第1項の規定により計算して得た

額（第19条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

（2）日額による報酬 第19条第2項の規定により計算して得た額（第19条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

（3）時間額による報酬 第19条第3項の規定により計算して得た額（第19条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額）

額_____に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

（2）日額による報酬 第19条第2項の規定により計算して得た額_____を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

（3）時間額による報酬 第19条第3項の規定により計算して得た額_____

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年甲賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

付則第3条中「第4条の規定による改正後の」を削る。

付則第4条第4項中「第6条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削り、同条第5項中「新給与条例」を「甲賀市職員の給与に関する条例第12条の2第1項及び」に改め、同条第6

項中「新給与条例」を「甲賀市職員の給与に関する条例」に改め、同条
第7項中「第6条第1項、第4項及び第6項から第8項まで、第12条
並びに第13条並びに新給与条例第6条第2項、第3項及び第5項」を
「第6条第1項から第8項まで、第12条及び第13条」に改め、同条
第8項中「新給与条例」を「甲賀市職員の給与に関する条例」に改める。
(甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年甲賀市条例第3号)の一部を次のように改正する。

付則第10項(見出しを含む。)中「令和10年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

<付則第2項関係>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>付 則</p> <p>(甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、_____甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。</p> <p>(甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>付 則</p> <p>(甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>第4条の規定による改正後の</u>甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。</p> <p>(甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p>

第4条 (略)

2及び3 (略)

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、甲賀市職員の給与に関する条例 第11条第2項、第15条第2項、第16条の2第2項及び第17条第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、甲賀市職員の給与に関する条例第12条の2第1項及び第21条第3項の規定を適用する。

6 甲賀市職員の給与に関する条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 甲賀市職員の給与に関する条例第6条第1項から第8項まで、第12条及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 甲賀市職員の給与に関する条例付則第18項から第24項までの規

第4条 (略)

2及び3 (略)

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第11条第2項、第15条第2項、第16条の2第2項及び第17条第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例 第21条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例 第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 甲賀市職員の給与に関する条例第6条第1項、第4項及び第6項から第8項まで、第12条並びに第13条並びに新給与条例第6条第2項、第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例 付則第18項から第24項までの規

定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

<付則第3項関係>

甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>付 則 (令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)</p> <p>10 切替日から<u>令和8年3月31日</u>までの間における第2条の規定による改正後の給与条例第16条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは、「100分の6」とする。</p>	<p>付 則 (令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)</p> <p>10 切替日から<u>令和10年3月31日</u>までの間における第2条の規定による改正後の給与条例第16条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは、「100分の6」とする。</p>

議案第 16 号

甲賀市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 12 日

甲賀市長 岩永 裕貴

甲賀市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

甲賀市立幼保連携型認定こども園条例（令和5年甲賀市条例第24号）の一部を
次のように改正する。

第17条中「、本市の区域内に住所を有し」を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号参考資料

甲賀市立幼保連携型認定こども園条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(対象者)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業の対象者は_____、 児童福祉法第7条に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、法第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第24条第2項に規定する地域型保育事業所及び同法第59条の2に規定する施設のうち企業主導型保育事業所に通っていない0歳6箇月以上満3歳未満の児童のうち、別表第3に掲げるものとする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業の対象者は、本市の区域内に住所を有し、 児童福祉法第7条に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、法第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第24条第2項に規定する地域型保育事業所及び同法第59条の2に規定する施設のうち企業主導型保育事業所に通っていない0歳6箇月以上満3歳未満の児童のうち、別表第3に掲げるものとする。</p>

議案第17号

甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

甲賀市長 岩永裕貴

甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年
甲賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第25条」に、「第25条・第26条」を「第26条・
第27条」に、「第27条・第28条」を「第28条・第29条」に改める。

第9条の見出し中「一般的条件」を「一般的要件」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

（6） 利用定員

第28条を第29条とする。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改め、同条を
第28条とする。

第26条中「第23条及び第24条」を「第24条及び第25条」に改め、第2
章第3節中同条を第27条とし、第25条を第26条とする。

第2章第2節中第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条の
次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う
事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う
場合には、前2条の規定は適用しない。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第17号参考資料

甲賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第19条）</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業</p> <p> 第1節 通則（第20条）</p> <p> 第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条－<u>第25条</u>）</p> <p> 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（<u>第26条・第27条</u>）</p> <p>第3章 雜則（<u>第28条・第29条</u>）</p> <p>付則</p> <p> （乳児等通園支援事業所の職員の<u>一般的要件</u>）</p> <p>第9条 （略）</p> <p> （虐待等の<u>禁止</u>）</p> <p>第13条 （略）</p> <p> （乳児等通園支援事業所内部の規程）</p> <p>第16条 （略）</p> <p> （1）～（5） （略）</p> <p> （6） <u>利用定員</u></p> <p> （7）～（11） （略）</p> <p> （設備及び職員の基準の特例）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第19条）</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業</p> <p> 第1節 通則（第20条）</p> <p> 第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条－<u>第24条</u>）</p> <p> 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（<u>第25条・第26条</u>）</p> <p>第3章 雜則（<u>第27条・第28条</u>）</p> <p>付則</p> <p> （乳児等通園支援事業所の職員の<u>一般的条件</u>）</p> <p>第9条 （略）</p> <p> （虐待等の<u>防止</u>）</p> <p>第13条 （略）</p> <p> （乳児等通園支援事業所内部の規程）</p> <p>第16条 （略）</p> <p> （1）～（5） （略）</p> <p> （6） <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p> （7）～（11） （略）</p>

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業者において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 (略)

(保護者との連絡)

第25条 (略)

(設備及び職員の基準)

第26条 (略)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 (略)

(保護者との連絡)

第24条 (略)

(設備及び職員の基準)

第25条 (略)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員

は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第29条 (略)

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(委任)

第28条 (略)

議案第18号

甲賀市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

甲賀市長 岩永裕貴

甲賀市介護保険条例の一部を改正する条例

甲賀市介護保険条例（平成18年甲賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則に次の見出し及び5項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

15 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者

（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第25条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）

（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。以下この項において同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。以下この項において同

じ。) 」とする。

16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第25条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。以下この項において同じ。）」とする。

17 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第25条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金

額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。以下この項において同じ。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。以下この項において同じ。」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

18 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第25条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（1） 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

（2） 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,00

0円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

（3） 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5

の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

1 9 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第25条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号参考資料

甲賀市介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>付 則</p> <p>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</p> <p><u>1 5 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第25条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第3</u></p>	付 則

6条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。以下この項において同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額をえた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。以下この項において同じ。）とする。

16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第25条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、

第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。以下この項において同じ。」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。以下この項において同じ。」とする。

17 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第25条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条

第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。以下この項において同じ。」
とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額（当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。以下この項において同じ。」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

1.8 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第25条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があ

るときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上16万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律

(令和7年法律第13号) 第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所

得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下
である場合

1 9 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての
第25条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項
第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者
のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地
方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

甲賀市病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

甲賀市長 岩永裕貴

甲賀市病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市病院事業設置等に関する条例（平成16年甲賀市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中「甲賀市信楽町多羅尾2014番地」を「甲賀市信楽町多羅尾1918番地2」に改める。

第2条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による運営のほか、病院事業は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定に基づく事業を円滑に実施し、地域における保健施設として公衆衛生の向上及び増進に寄与し、国民健康保険の健全な運営に貢献するものとする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号参考資料

甲賀市病院事業設置等に関する条例新旧対照表

改正案	現行																				
(病院事業の設置)	(病院事業の設置)																				
第1条 (略)	第1条 (略)																				
2 病院事業の名称及び位置は、次のとおりとする。	2 病院事業の名称及び位置は、次のとおりとする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院</td><td>甲賀市信楽町長野473番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院朝宮出張診療所</td><td>甲賀市信楽町上朝宮467番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所</td><td>甲賀市信楽町多羅尾1918番地2</td></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院田代出張診療所</td><td>甲賀市信楽町田代619番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	甲賀市立信楽中央病院	甲賀市信楽町長野473番地	甲賀市立信楽中央病院朝宮出張診療所	甲賀市信楽町上朝宮467番地	甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所	甲賀市信楽町多羅尾1918番地2	甲賀市立信楽中央病院田代出張診療所	甲賀市信楽町田代619番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院</td><td>甲賀市信楽町長野473番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院朝宮出張診療所</td><td>甲賀市信楽町上朝宮467番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所</td><td>甲賀市信楽町多羅尾2014番地</td></tr> <tr> <td>甲賀市立信楽中央病院田代出張診療所</td><td>甲賀市信楽町田代619番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	甲賀市立信楽中央病院	甲賀市信楽町長野473番地	甲賀市立信楽中央病院朝宮出張診療所	甲賀市信楽町上朝宮467番地	甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所	甲賀市信楽町多羅尾2014番地	甲賀市立信楽中央病院田代出張診療所	甲賀市信楽町田代619番地
名称	位置																				
甲賀市立信楽中央病院	甲賀市信楽町長野473番地																				
甲賀市立信楽中央病院朝宮出張診療所	甲賀市信楽町上朝宮467番地																				
甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所	甲賀市信楽町多羅尾1918番地2																				
甲賀市立信楽中央病院田代出張診療所	甲賀市信楽町田代619番地																				
名称	位置																				
甲賀市立信楽中央病院	甲賀市信楽町長野473番地																				
甲賀市立信楽中央病院朝宮出張診療所	甲賀市信楽町上朝宮467番地																				
甲賀市立信楽中央病院多羅尾出張診療所	甲賀市信楽町多羅尾2014番地																				
甲賀市立信楽中央病院田代出張診療所	甲賀市信楽町田代619番地																				
(経営の基本)	(経営の基本)																				
第2条 (略)	第2条 (略)																				
2 <u>前項の規定による運営のほか、病院事業は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定に基づく事業を円滑に実施し、地域における保健施設として公衆衛生の向上及び増進に寄与し、国民健康保険の健全な運営に貢献するものとする。</u>	2 (略)																				
3 (略)																					

4 (略)

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

3 (略)

議案第 20 号

甲賀市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 12 日

甲賀市長 岩永 裕貴

甲賀市消防団条例の一部を改正する条例

甲賀市消防団条例（平成16年甲賀市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号を次のように改める。

（2）次のいずれかに該当する者

- ア 分団管轄内に居住し、同管轄内で起こる災害に直ちに出動できる者
- イ 応急手当指導員資格を有し、救命講習の講師として活動できる者

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号参考資料

甲賀市消防団条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命する。</p> <p>2 基本団員は、次の各号のいずれにも該当する者の中から団長が市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 本市に居住又は勤務する18歳以上の者。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 身体強健で素行善良なる者</p> <p>3 支援団員は、前項各号のいずれにも該当する者であって、次の各号のいずれにも該当するものの中から団長が市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 団員としての経験が5年以上ある者その他これに準ずる経験を有すると団長が認める者</p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>ア 分団管轄内に居住し、同管轄内で起こる災害に直ちに出動できる者</u></p> <p><u>イ 応急手当指導員資格を有し、救命講習の講師として活動できる者</u></p>	<p>(任命)</p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命する。</p> <p>2 基本団員は、次の各号のいずれにも該当する者の中から団長が市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 本市に居住又は勤務する18歳以上の者。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 身体強健で素行善良なる者</p> <p>3 支援団員は、前項各号のいずれにも該当する者であって、次の各号のいずれにも該当するものの中から団長が市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 団員としての経験が5年以上ある者その他これに準ずる経験を有すると団長が認める者</p> <p>(2) <u>分団管轄内に居住し、同管轄内で起こる災害に直ちに出動できる者</u></p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 21 号

甲賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 12 日

甲賀市長 岩永 裕貴

甲賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲賀市消防団員等公務災害補償条例（平成16年甲賀市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4, 500円」を「1万5, 000円」に改め、同条第3項中「、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を」を削り、「第2号」を「第1号」に、「383円」を「433円」に、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12, 900」を「13, 340」に、「13, 700」を「14, 170」に、「14, 500」を「15, 000」に、「11, 300」を「11, 670」に、「12, 100」を「12, 500」に、「9, 700」を「10, 000」に、「10, 500」を「10, 840」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第21号参考資料

甲賀市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>1万円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万5,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計の途がなく主として非常勤消防団員等の扶養を</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計の途がなく主として非常勤消防団員等の扶養を</p>

受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に_____

_____、第1号に

該当する扶養親族については

1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

4 (略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上

受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 (略)

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上

団長及び副団長	円	円	円
	13, 340	14, 170	15, 000
分団長及び副分団長	11, 670	12, 500	13, 340
部長、班長及び団員	10, 000	10, 840	11, 670

備考 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

団長及び副団長	円	円	円
	12, 900	13, 700	14, 500
分団長及び副分団長	11, 300	12, 100	12, 900
部長、班長及び団員	9, 700	10, 500	11, 300

備考 (略)